

## 第2章 日本における女子教育の成立とキリスト教

大正期に日本で発足したガールガイド運動はキリスト教と結びつきを持って始まっている。キリスト教はガールガイドのみではなく、明治期以降の日本の女子教育振興の大きな要因でもある。明治政府の女子教育振興とキリスト教、とりわけ欧米から派遣された宣教師たちとの関係は、明治政府の西欧文化に対する姿勢と育成しようと女性像の変化もあって直線的ではなく、緊張関係をもちつつ推移した。ここでは、学制頒布と女子教育（第1節）、明治初期におけるキリスト教と女子教育（第2節）、キリスト教主義学校への明治政府の対応の変化と高等女学校（第3節）、大正期の女子教育と臨時教育会議（第4節）、明治・大正期における女子教育とキリスト教（第5節）、について検討しながら、1920年の日本のガールガイド＝女子補導会出発の背景について理解したい。

### 第1節 学制頒布と女子教育

江戸時代までの日本では、士農工商という身分序列と家父長権を絶対とする家族制度によって女性の地位は低いものであった。したがって、女性に対しては「三従の教え」に象徴される婦徳の涵養がはかられ、上層の女性に限っての読書、習字、和歌、女礼、琴、生花、茶などが身だしなみとして学ばれていた。庶民にとっては、一部が寺子屋で読み書きの初歩を習得することにとどまっていた。明治維新後、1872（明治5）の学制頒布の際の太政官布告には、「今より以後一般人民華士族農工商及婦女子、必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり」と記され、ひろく教育が奨励された。「高上の学に至ては其人の才能に任すといへども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事」として、四民平等と男女の教育機会均等が述べられている。この時期の「男女の別」ない教育の背景には、「女子も男子と同じ人間であるが故に、学校教育を受けるべきだし、受けさせるべきだ」という考え方と「男子も女子も、それぞれに職分があるのでその職分を十分に果たすためには、女子も男子と同様に教育を受けさせるべきだ」という考え方。一中略一その場合の職分というのは男は外治、女は内治という内容であったため、男子の外治的教養のためには、親以外の師による学校教育を必要とするが、女子の内治的教育には家庭教育で可能<sup>1</sup>という二つの発想があった。後者の場合、女子の学校設立への要請には結びつかないため、例えば官立学校開設にあたっては、よい子どもを育てるためのよい母という「賢母賢子思想」から説明されている。

後に日本の婦人解放運動に影響を与えたJ.S.ミルの『婦人の隷属』がイギリスで出版されたのが1869（明治2）年、イブセンの『人形の家』－1878（明治11）年、ベーベルの『婦人と社会主義』－1879（明治12）年であり、欧米では女性解放の動きが胎動しつつあった。明治初期の日本においては、『明六雑誌』に森有礼が「妻妾論」を掲

載して妻となり、母となるために女子の軽視を問い直し、また中村正直が善良なる母をつくるために男子婦人同様の修養を提唱している段階であった。なお、学制期においては、女子教育のための明確な規定はなく、尋常小学教科のほかに女子の技芸を教える女児小学がみられるのみである。しかし、学制頒布後の初等教育の普及率を男子と比較した場合、女子の就学率はしばらく低い水準が続いたため<sup>2</sup>、女子の実際の教育場面における振興が課題となっていた。多くの人々にとって学校教育の効用は理解されず、徴収される学費と労働力でもあった子どもたちが通学することによる経済的負担が問題視された。とりわけ女子にとっての通学の意義が浸透し、就学率が向上するにはしばらく時間を要することになった。

1873(明治6)年、文部省の招きで来日したデヴィッド・モルレー(David Murray)は、日本国内を視察した後に女子教育の必要性を指摘し、女子教育振興のために女性教員養成の必要性を提案している。その結果、田中不二麻呂の建白書による1875(明8)年の女子師範学校開校につながった。なお、これに先立って1872(明治5)年には東京女学校が官立女子教育機関として新設されていたが、西南戦争による経費削減のため1878年には廃止された。そのため、1883(明治15)年に女子師範学校の予科を廃止し、高等普通学科として付属高等女学校が設置された。女学校に高等の名が冠せられることになったのはこれが初めてである。この間、1871(明治4)年に津田梅子たち女子留学生は「開拓使」から米国に留学し、各地で師範学校を中心とした府県立女子学校も設置された。1877(明治10)年に開校した学習院から学習院女子部が独立するのは1885(明治18)年のことである。このように女子教育機関が成立しつつあったが、男子と比較した場合、質量ともに立ち遅れたものであった。

1893(明治26)年には、低い女子就学率に対し、下記の通り「女子教育ニ関スル件」(文部省訓令第8号)が出されている。

普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ現在学齡児童百人中修学者ハ五十人強ニシテ其ノ中女子ハ僅ニ十五人強ニ過キス今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其教科ヲ益々实用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ故ニ地方ノ情况ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス

裁縫ノ教員正当ノ資格アル者ヲ得難キノ場合ニ於テ一時雇員ヲ以テ之ニ充ツルモ妨ナシト雖其ノ人ノ性行ニ関シテ採用ノ際深く注意ヲ加ヘンコトヲ要ス

以上、女子就学率の低迷は、将来の家庭教育という観点からも問題視され、対応策として、保護者に就学を働きかけること、また、女子のための実用的教科として裁縫科を加え、そのための教員採用が指示されているのである。

## 第2節 明治初期におけるキリスト教と女子教育

明治期において、学制頒布では男女共学が唱えられているが、実質的には男子中心に学校制度は発展・整備された。そのような中で、欧米のキリスト教宣教師の女子教育への役割は大きい。本節では、明治期におけるキリスト教と女子教育について概観する。

当時の女子教育振興を考える上で大きな背景のひとつに1873（明治6）年にキリスト教が解禁されたこと、それにもなうプロテスタント教会の役割がある。官立中等教育機関が男子を中心に整備されつつある中で、英学の導入と女子教育の普及という両面において大きな存在となっている。日本開国後、監督派（American Episcopal Mission）、長老派（American Presbyterian Mission）、オランダ改革派（Dutch Reformed Church Mission）の宣教師が派遣された。彼、彼女たちはキリスト教布教が許される以前は日本語研究を行い、また英語を教授した。これは、英学導入の契機となり、その点では近代的教育のはじまりであるとともに、私学においては今日に至る女子諸学校に連結しているものも多数存在する。

例えば、長崎で活動を開始した監督派は大阪で照暗女学校を、東京では立教女学校をはじめた。長老派は東京の築地居留地において女子学院のもととなる私塾（A6B6）をつくり、長老派の流れをうけたオランダ改革派は横浜でヘボン夫妻が横浜居留地に開いた診療所の一部を借りてフェリス女学院のもとをつくった。アメリカ合衆国会衆派（American Board Mission）は神戸に神戸女学院、京都に同志社女学校を創設し、メソジスト監督派（American Methodist Episcopal Mission）は東京に小学校（青山学院女子部のはじまり）をつくり、浸礼派（American Baptist Mission）は東京に駿台英和学校を開いている。

アメリカ合衆国系の女学校について年次を追ってみると、フェリス女学院（横浜・1870）、ミッションホーム（横浜共立学園・1871）、梅香崎女学校（長崎・1873）、照暗女学校（平安女学院—大阪のち京都・1875）、神戸英和女学校（神戸・1875）、同志社女学校（京都・1876）、梅花女学校（大阪・1878）、活水女学校（長崎・1879）、光塩学校（梅光女学校—下関・1879）、ブリテン女学校（成美学園—横浜・ブリテン女学校）等がある。この他にも、東京ではプロテスタント系の桜井女学校、一般女子教育施設として多数の女学校が創設されたが、個人住宅をあてる等、規模の小さいものも多かった。キリスト教主義による女子教育は、江戸時代からの「婦徳」とはことなり、英米女性による英語教育、寄宿によって生活をともにする中で、欧米の人間観・社会観をそこに学んだ若い女性にひろめていった<sup>3</sup>。戦前日本におけるキリスト教系諸学校の系譜の概要は下記の通りである。明治期、キリスト教学校以外においても、欧米の教師の雇用を通じて、キリスト教は、英語教育の内容、ひろく生活文化のありようにおいて教育全般に影響を与えていることを確認しておきたい。

○Protestant

【聖公会】

私塾立教学校 1874 立教尋常中学 1896 立教中学 1899  
立教女学校 1877 立教女学校 1899 立教高等女学校 1908  
照暗女学校 1875 平安女学院 1895 平安高等女学校 1915  
アンデレ神学校 1877 出島英和学校 1878  
大阪三一神学校 1884 高等英学校 1890 桃山中学校 1902  
永生女学校 1879 プール女学校 1890 プール高等女学校 1929  
香蘭女学校 1888 香蘭高等女学校 1945  
松蔭女学校 1892 松蔭高等女学校 1915

【長老派・改革派】

ミス・ギダーの学校 1870 アイザック・フェリス・セミナリー 1875  
築地大学校 1880 東京一致英和学校 1883 明治学院 1886  
バラ塾 1871 ブラウン塾 1873 東京一致神学校 1877 先志学校 1881  
スタウト塾 1872 スチール・アカデミー 1887 東山学院 1891  
スターヂス・セミナリー 1887 梅香崎女学院 1890（梅光女学院）  
A6番女学校 1870 B6番女学校 1873 新栄女学校・桜井女学校 1876  
女子学院 1890  
金沢女学校 1885 北陸女学校 1900  
頌栄学校 1884 頌栄高等女学校 1920  
ウィルミナ女学校 1884（大阪女学院）  
スミス塾 1887 スミス女学校 1889 北星女学校 1894  
仙台神学校 1886 東北学院 1891  
宮城女学校 1886（高等女学校認可 1911）（宮城学院）  
金城女学校 1889 金城女子専門学校附属高等女学部 1929（金城学院）

【アメリカン・ボード】

女学校（神戸ホーム） 1875 神戸英和女学校 1879 神戸女学院 1894  
cf.高等科3年課程 1891  
同志社分校女紅場 1877 同志社学院女学校 1888 同志社高等女学部 1930  
梅花女学校 1878 梅花高等女学校 1913  
私立松山女学校 1886 松山東雲高等女学校 1932  
頌栄保母伝習所 1885 保育学園

【メソジストー美以教会（アメリカ・メソジスト）】

女子小学校 1874 海岸女学校 1877 東京英和女学校 1895 青山女学院 1894

耕教学舎 1878 東京英学校 1881 青山学院 1894 青山女学院と合同 1927  
 活水女学校 1879 活水高等女学校 1944  
 加伯利英和学校 1881 鎮西学館 (学院)  
 ミセス・カロリン・ライト・メモリアルスクール 1882 遺愛女学校  
 来徳女学校 1886 弘前遺愛女学校 1887 弘前女学校 1889 (弘前学院)  
 英和女学校 1885 私立福岡女学校 1917 (福岡女学院)

**【メソジストーカナダ】**  
 東洋英和女学校 1884 (高等女学科 1919) 東洋永和女学校 1941  
 静岡英和女学校 1887 静岡静陵高等女学校 1941  
 山梨英和女学校 1889 山梨栄和女学校 1941

**【メソジストー南美以教会 (アメリカ南メソジスト監督)】**  
 英夜学校 パルモア英学院 1887 パルモア英学院昼間部 1888 関西学院 1889  
 広島女学会 1886 広島英和女学校 1887 広島女学院 1932

**【メソジストー美普教会 (アメリカ・メソジスト・プロテスタント)】**  
 ブリテン女学校 1880 横浜英和女学校 1886 成美学園 1939  
 名古屋英和学校 1887 私立名古屋中学校 1906 (名古屋学院)

**【バプテストーアメリカ・バプテスト】**  
 横浜バプテスト神学校 1884 東京中学院 1895 関東学院 1919  
 家塾聖教学校 1875 横浜英和女学校 1886 捜真女学校 1892  
 尚綱女学校 1892 仙台尚綱高等女学校 1943 (尚綱女学院)  
 日ノ本女学校 1893 (日ノ本学園高等学校)

**【バプテストーアメリカ南部バプテスト】**  
 福岡バプテスト神学校 1907 (関東学院大学)

**【基督教会 (ディサイプルス派)】**  
 聖学院新学校 1903 女子聖学院神学部 1905 聖学院中学校 1906

**【キリスト友会】**  
 普連土女学校 1887 聖友女学校 1943 (普連土学園)

**【アメリカ婦人一致伝道教会】**  
 亜米利加婦人教授所 1871 共立女学校 1875 (横浜共立学園)

**【プロテスタントー津田梅子】**  
 女子英学塾 1900 専門学校 1904 津田英学塾

**○Catholic**  
**【幼きイエス会ーフランス・サンモール】**  
 孤児院・寄宿舎 1872 築地女学校 1881 仏語女学校 1887  
 雙葉高等女学校 1909

紅蘭女学校 1900 (横浜雙葉)

私立仏英女学校 1903 私立不二高等女学校 1912 (静岡雙葉)

福岡女子商業学校 1933 (福岡雙葉)

董女学院 1933 雙葉第二初等学校 1941 (田園調布雙葉)

【ショファイユの幼きイエズス修道会】

信愛女学校 1884 大阪信愛高等女学校 1908 (大阪信愛)

熊本玫瑰女学校 1900 (熊本信愛) (久留米信愛) (和歌山信愛)

イエズス会・私立岡山女学校 1886 清心高等女学校 1911

一ナミュール・ノートルダム修道女会に経営移管 1924 - (ノートルダム清心女子大)

【シャトル聖パウロ修道女会】

女子仏学校 1884 仏英和高等女学校 1910 白百合高等女学校 1935

私立聖保禄女学校 1886 元町高等女学校 1942 (函館白百合)

私立盛岡女学校 1892 私立東北高等女学校 1920 (盛岡白百合)

私立仙台女学校 1893 私立仙台高等女学校 1907 (仙台白百合)

乃木高等女学校 1938 (湘南白百合)

箱根強羅疎開学園 1944 (函嶺白百合)

八代女子技芸学校 1910 八代成美高等女学校 1926 (八代白百合)

【マリア会】

私立暁星学校 1888 暁星中学校 1899

明星学校 (夜間語学学校) 1898 (大阪明星学園)

海星学校 1892 海星商業学校 1903 海星中学校 1911

【スペイン聖ドミニコ修道女会】

松山美善女学校 1925 松山商業女学校 (カタリナ学園)

【ドイツ神言修道会】

南山中学校 1932 (南山女子部・男子部)

【オランダ聖霊奉待布教修道女会】

女子職業学校 1908 聖霊学院女子職業学校 1915 聖霊高等女学校 1941

【殉教者聖ゲオルギオの聖フランシスコ修道女会】

札幌藤高等女学校 1925 (藤女子高等学校)

【オーストラリア聖心会】

聖心女子学院・語学校 1908 聖心女子学院高等女学校 1910

【イエズス会】

上智学院 1911 (専門学校令) 上智大学 1913

【一キリスト教世界宣教会議 1910 -】

東京女子大学 1918

【参考】－明治期におけるキリスト教以外の主たる女子教育機関－

東京女学校 1872 女子師範学校 1875 女子師範学校附属高等女学校 1882

栃木女学校 1875

跡見女学校 1875

華族学校 1877 華族女学校 1894 学習院女子部 1905

共立女子職業学校 1886

大日本女子教育奨励会東京女学館 1888

実践女学校（下田歌子） 1898

東京女医学校 1900

日本女子大学校 1901

### 第3節 キリスト教主義学校への明治政府の対応の変化

明治期において、欧米の宣教師とキリスト教主義学校が日本の教育、とりわけ女子教育に大きな役割を果たしたことは前節でみたとおりである。明治政府も多くを依存したことも事実であった。しかし、日本の近代化がすすみ、ナショナリズムの台頭にしがたって独自の女子教育政策が試みられ、それはキリスト教主義学校と対立する動きとなっていく。ここでは、その点について高等女学校令の公布と理解を中心に考察したい。

#### (1) キリスト教主義学校への明治政府の対応

井上義巳は『日本キリスト教教育史』<sup>5</sup>において、キリスト教主義学校の歴史を三期に分けて説明している。第一期は明治維新（1868年）前後から明治10年代半ば（1880年代前半）であり、第二期は明治10年代の半ばから明治20年過ぎ（1880年代後半）までの「欧化時代」、第三期は明治20年代からはじまる国家主義の時期で、キリスト教そのものが批判される。この時期は途中曲折をたどりながら、1945（昭和20）年の第二次世界大戦終結まで継続する、というものである。キリスト教主義女学校に決定的な影響を与えた高等女学校令と訓令十二号を理解するためにも、ここでは名取多嘉雄による解釈を援用しながら、あらためてこの時期区分について確認してみたい。

第一期（明治維新前後から明治十年代の半ば）まで。この時期は、横浜、熊本、札幌の三バンドが結成され、そこで学んだ日本人は新島襄、小崎弘道をはじめとした人々は日本のキリスト教のみならず近代教育と青年観そのものに大きな影響を与えた人物となった。この時期に来日した宣教師は、幕府直轄の済美館、佐賀藩の到遠館、大学南校で多くの人材を育てたフルベッキ(Guido Herman Verbeck)をはじめ、ローマ字の改良と医師としても有名なヘボン(James Curtis Hepburn)、農業・印刷技術・石鹼の製造法の紹介者でもあった熊本洋学校のジェーンズ(Leroy Lansing Janes)、また、日本アルプスの命名で知られるウェストン(Weston)など、多才な人物でもあった。宣教師たちは来日して伝道の機会求め、

若者の向学心に応えたため、日本人である彼・彼女たちもその感化をうけて入信することが多かった。その中で、女子教育に使命を感じる宣教師は各地で女学校を開設し、キリスト教主義学校における女子教育の基礎を築いていった。

第二期は明治十年代の半ばから二〇年過ぎまでの「欧化時代」とよばれる時期である。欧化時代とは、不平等条約改正のために、井上馨外相たちが日本の近代化が完成したことを西欧諸国に印象づけ、条約の改正を図った時期である。鹿鳴館の落成した1883年(明治16年)から大隈重信による条約改正の試み—1889年(明治22年)前後までを指す。「欧化」は条約改正という政府による政策を実現するためであり、この時期、文明開化以上に国民の欧米崇拜熱は高まった。キリスト教は言語としての英語、服飾、食生活と並んで欧米の文化の一部として受容され、キリスト教主義学校も急速に発達した。そのような動向は、欧米文化の信仰よりも華麗な文化的雰囲気への憧憬の側面も含めてのことである。後述する香蘭女学校、松蔭女子学院、プール学院もこの時期にイギリス聖公会の宣教師によって設立されている。欧米の宣教師派遣による学校のみでなく、1885(明治18)年に岩本善治によって設立された明治女学校のような日本人の経営による学校も生まれた。また、官民あげて女子教育充実をはかり、イギリス聖公会の日本監督のビカステス(Edward Bickersteth)、ショー(Alexander Show)の協力を得て準備された東京女学館も1888(明治21)年に開校した。女子教育とキリスト教について蜜月期とも言える時期である。

第三期は明治20年代からの国家主義の時期である。そこでは、キリスト教が批判され、キリスト教主義学校の経営には困難が生じる。象徴的なことは、1892年(明治25)年の東京帝国大学の井上哲次郎による「教育と宗教の衝突」をめぐる発言である。キリスト教信仰は教育勅語の説く忠孝の精神に反し、反国家的であるという意見を発表し、これにキリスト教の立場から本多庸一が反論した。結果的には、これ以降は日本の国家主義的傾向は助長され、キリスト教に対しても一転して否定的風潮が生じた。それは、1899年(明治32)年の高等女学校令、文部省訓令第十二号となってあらわれる。キリスト教主義女学校では両者によって私立学校としての存続と宗教との関係、欧米的な女性像と日本的良妻賢母像の関係において大きな課題に直面することになった。

## (2) 高等女学校令の公布

1886(明治19)年に小学校令・中学校令が整備される中で、女学校について学校令が出されることはなかった。しかし、1891(明治24)年に中学校令が改正された際に、「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス 2 高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修科ヲ設クルコトヲ得」という条文が加えられた。ここでは、高等女学校が男子の中学校ニ対応する女子の中等教育期間であることが法律的に定められたことになる。その後、1895(明治28)年には高等女学校規程が文部省令として出され、それによって修業年限、学科目等の細目が定められた。1897(明治30)年には女子師範学校併設を認める高等女学校設置を推進する文部省訓令が出され、



1899（明治32）年に高等女学校令が公布された。その条文は次の通りである。

高等女学校令（明治三十二年二月八日勅令第三十一号）

第一条 高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 北海道及府県ニ於テハ高等女学校ヲ設置スヘシ

前項ノ校数ハ土地ノ情況ニ応シ文部大臣ノ指揮ヲ承ケ地方長官之ヲ定ム

第三条 前条ノ高等女学校ノ経費ハ北海道及沖縄県ヲ除ク外府県ノ負担トス

第四条 郡市町村北海道及沖縄県ノ区ヲ含ム又ハ町村学校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ区域内小学教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り高等女学校ヲ設置スルコトヲ得

第五条 郡市町村立ノ高等女学校ニシテ府県立高等女学校ニ代用スルニ足ルヘキモノアルトキハ地方長官ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府県費ヲ以テ相当ノ補助ヲ与ヘ第二条ノ設置ニ代フルコトヲ得

第六条 私人ハ本令ノ規定ニ依リ高等女学校ヲ設置スルコトヲ得

第七条 高等女学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

高等女学校ノ設置廃止ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八条 公立高等女学校ノ位置ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ地方長官之ヲ定ム

第九条 高等女学校ノ修業年限ハ四箇年トス但シ土地ノ情況ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得

高等女学校ニ於テハ二箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得

第十条 高等女学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ高等小学校第二学年ノ課程ヲ卒リタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヘシ

第十一条 高等女学校ニ於テハ女子ニ必要ナル拔芸ヲ専修セントスル者ノ為ニ技芸専修科ヲ置クコトヲ得

高等女学校ニ於テハ其ノ卒業生ニシテ某学科ヲ専攻セントスル者ノ為ニ専攻科ヲ置クコトヲ得

第十二条 高等女学校ノ学科及其ノ程度ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三条 高等女学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノニ就キ地方長官ノ認可ヲ経テ学校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ検定ヲ経サル教科書ヲ使用スル必要アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ一時其ノ使用ヲ認可スルコトヲ得

高等女学校教科書ノ検定ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四条 高等女学校ノ教員ハ文部大臣ノ授与シタル教員免許状ヲ有スル者タルヘシ但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本文ノ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得高等女学校教員ノ免許ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十五条 公立高等女学校職員ノ俸給旅費其ノ他諸給与ニ関スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ地方長官之ヲ定ム

第十六条 高等女学校ノ編制及設備ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七条 公立高等女学校ニ於テハ授業料ヲ徴集スヘシ但シ特別ノ場合ニ於テハ之ヲ減免スルコトヲ得

授業料入学科等ニ関スル規則ハ公立学校ニ在リテハ地方長官ニ於テ私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム

第十八条 本令ノ規定ニ依ラサル学校ハ高等女学校ト称スルコトヲ得ス

第十九条 本令施行ノ為ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

第二十条 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令施行ノ日ヨリ四箇年以内第二条ノ設置ヲ延期スルコトヲ得

上記の高等女学校の制度化に象徴されるように、日清戦争開戦（1894・明治27）から20世紀のはじめにかけて政府が女子教育の整備に努めた背景について、女子の小学校への就学率の上昇、1894（明治27）年からの日清戦争、また中産階層の家庭の育成が指摘される<sup>6</sup>。低迷が続き、1893年には「女子教育に関する訓令」が出された女子の就学率も1897年に50パーセントを超え、1900年に71パーセント、1904年には91パーセントに達した。日清、日露の両戦間に急速に上昇し、それにしたがって中等教育段階にすすむ女子も増加したため。また、日清戦争によって国民教育の重要性を認識した政府および識者が、家庭における子弟育成の担い手として女子教育を国家的見地から検討し始めた。具体的には、堅実な中産階層の家庭の育成ということ、軍国主義にふさわしい「軍国の母」を育成することを目的としたのである。

また、女子教育振興の原因として深谷は、戦争の体験、条約改正と内地雑居、女性労働の質的变化という3点から説明している<sup>7</sup>。

- a. 戦争の体験—日清戦争は日本にとって歴史上初めての外国との近代戦であった。ここでは、女性を国民として位置づけ、国策の受けとめ手とする必要が生ずる。因習的な女性規範が国策の伝達を阻害するならそれを打破する必要がある。とくに女子の教育は家事的技能と初歩的な読み書きの習得でじゅうぶんとして娘を学校に通わせない父母を啓発しなくてはならない。就学しなければ、国家的な意識を植えつけることができない。
- b. 内地雑居—1899（明治32）年7月にそれまでの関税自主権と治外法権の撤廃の要望が達成された。これによって外資の速やかな導入を望む声も存在したが、多くの外国人が来日し居住することへの危惧も生まれた。混乱をもたらさないために国民の知識、道徳、体力を充実し、教育によって国民を精神的に統一する必要があった。横井小楠による徴兵拒否の同志社大学事件等によってキリスト教の教義と国

体とが矛盾するという指摘のなかで、キリスト教の布教に対する警戒感、とりわけキリスト教主義女学校の拡大が問題となった。これに対応するため、県立を中心とした公立の女学校を増設し、将来の母たる者の教育を考える必要がある、というものである。

- c. 婦人労働者の質的な変化—それまでも農家、商家で家業に従事する女性は少なくなかったが、明治20年代後半から軽工業の発達により低賃金の女子への需要が増加したこと、明治30年代になると専門職、サービスに関わる女性の職種が登場した。日清戦争を契機として日本赤十字社によって組織的におこなわれた看護婦、電話局の開設、鉄道作業局、その他オフィス・ガールの先駆者には一定以上の読み書き算術の能力が課せられることになった。事務職に従事したのは中堅の家庭の娘であって、既成の「女子労働者」観をうちこわすものであり、それに応じた教育制度の需要が生じた。

以上である。男子に比較して遅れていた女子の就学率が向上しはじめ、女子中等教育への進学希望層も全国的に生みだされてきたことが第一に存在する。軽工業、都市化にともなう女性の近代的な職場進出は女性の活動を家庭中心に限定していたそれまでの女性観と矛盾するものであった。しかし、同時に、「夫・舅・姑・子供という家族関係から規定する良妻賢母主義は、江戸時代の封建的家族制度が1898（明治31）年の民法に温存されたように、江戸時代の家訓書であった『女大学』の延長」<sup>8</sup>としてこの時期の女子中等教育に存在したのである。

さらに、日本が東アジアにおける国際的緊張関係の中にあり、「大陸市場の奪取の必要に迫られていた日本の資本主義は、『女大学』式良妻賢母主義に加えるに軍神の母としての要素を女子教育の中に大切な柱として確立していかなければならなかった」<sup>9</sup>時期でもあった。1900（明治33）年の「北清事変」の翌年の愛国婦人会創設に象徴されるように、女子社会教育も含めた軍事的な側面が強くなっていった。高等女学校規程、高等女学校令における教育内容は、家庭生活のための裁縫が中心におかれ、男子のための中学と比較して修身、音楽の配当時数が多く、外国語、理科が少なく、さらに漢文の配当はない。その後、1899年の高等女学校令公布当時37校であった学校数は、その後8年間で133校に増加した。1910（明治43）年には、家政科目を中心とした修業期間4年、3年、2年の実科高等女学校の条文（第11条）が加えられた。女子教育制度の整備につれて、高等女学校は家事・裁縫・芸事に重点が置かれるようになり、訓育的側面が強調されるようになっていった。

それでは、制度化された高等女学校の教育内容はいかなるものであったのか、「高等女学校令施行規則」（1901—明治34）年にみられる標準的な週授業時数について概観してみたい<sup>10</sup>。

1901年高等女学校令施行規則にみられる授業および標準週時間

【甲号】

学年	修身	国語	外語	地歴	数学	理科	図画	家事	裁縫	音楽	体操	教育	手芸	計
一	2	6	3	3	2	2	1	—	4	2	3	—	—	28
二	2	6	3	3	2	2	1	—	4	2	3	—	—	28
三	2	5	3	2	2	2	1	2	4	2	3	—	—	28
四	2	5	3	3	2	1	1	2	4	2	3	—	—	28

【乙号】

学年	修身	国語	外語	地歴	数学	理科	図画	家事	裁縫	音楽	体操	教育	手芸	計
一	2	6	3	3	2	2	1	—	4	2	3	—	—	28
二	2	6	3	3	2	2	1	—	4	2	3	—	—	28
三	2	6	3	3	2	2	1	—	4	2	3	—	—	28
四	2	5	3	2	2	2	1	2	4	2	3	—	—	28
五	2	5	3	2	2		1	4	4	2	3	—	—	28

(ここでは、五年の乙号の例を掲載した一丙号は三年制。外国語〔外語と略〕は随意科目とすることが可能で、丙号には外国語は課さないことになっていた。)

以上を、漢文がない代わりに教育と手芸が採用され、家事および裁縫という実技科目が位置づけられていることがわかる。次に示した同1901年の「中学校令施行規則」と比較してみると、明らかである。

1901年中学校令施行規則にみられる授業および標準時間<sup>11</sup>

学年	修身	国語及漢文	外語	地歴	数学	博物	物理及化学	法制経済	図画	唱歌	体操	計
一	1	7	7	3	3	2			1	1	3	28
二	1	7	7	3	3	2			1	1	3	28
三	1	7	7	3	5	2			1	1	3	30
四	1	6	7	3	5		4		1		3	30
五	1	6	6	3	4		4	3			3	30

両者を比較した場合、次のようにまとめられよう<sup>12</sup>。

- ①同じ中等教育でありながら中学校が修業年限5年であるのに対し、高等女学校の原則は4年で一年短い。
- ②高等女学校は外国語の授業数が少なく、または随意科目になっている。さらに漢文はなく、数学、理科の時間数が少ない。

- ③学校の物理、化学、博物が高等女学校では理科に統合されている。
- ④高等女学校の教科として裁縫、家事が特設され、修身と音楽の時間が多い。

### (3) 女子中等教育の整備と訓令十二号

このような国家を意識した動向はキリスト教系女学校に大きな影響を与えた。すでに森有礼文部大臣が国家主義的政策をうちだした1887（明治20）年頃からキリスト教による教育に批判的な風潮が生まれており、例えば福沢諭吉も「耶蘇会女学校の教育」<sup>13</sup>において一般家事の教育の欠落という点から強く批判している。それに加えて、1890（明治23）年の教育勅語の影響、さらに高等女学校令が公布された1899年には宗教と教育に関する訓令十二号問題があり、訓令の内容は以下の通りである。

一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス。依ツテ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ

キリスト教主義学校では、校内で宗教行事を行わないことを選択するか、文部省認可資格返上を選択し、男子中等学校では徴兵猶予、官公立高等専門学校入学資格を失うかという状況に迫られた。女子学校においては徴兵猶予こそ別問題であったが、後述するように同年に高等女学校令が公布され、新たに公立高等女学校が整備増設される中で、生徒の減少と専門学校への進学への制度的対応を迫られることになった。キリスト教にもとづいた特色ある学校経営は困難を来し、例えば巖本善治によってはじめられた明治女学校（1885－1908）の廃校、彼の主宰した『女学雑誌』（1885－1901）も廃刊された。

高等女学校令発布まで、女子中等教育を実質的に担っていたのはキリスト教主義の女学校であった。その中で、高等女学校令とほぼ同時に訓令十二号が出された背景について次のように指摘されている<sup>14</sup>。

①高度の一般教育と宗教教育とが与えられれば、『良妻賢母』の育成を目ざす高等女学校はその目的を達成することができない。しかし、条約改正にともなう「内地雑居」によって今後もキリスト教女学校の増加が予想される。したがって、県立高女の設置と並んで、キリスト教主義女学校を何らかの形で制約する必要が生じた。

②女学校のみでなく、宗教色の強い中学や大学が設立されるとなると公教育全般の問題となる。条約改正のたてまえから宗教学校の全面的禁止はできないため、1897（明治30）年に伊藤博文が教育と宗教との分離の方針（「政治教育と宗教との関係に就て」『教育時論』）を明らかにし、菊池文部次官がフランスの教育と宗教との区分を先例にして両者の分離を強めた。

以上に加えて訓令十二号の背景には、1888年の高等教育会議「教育ニ関シ新条約実施準備ノ件」における外国人の学校設置権の是非と私立学校令をめぐる議論もあった。結果的に外国人による学校設置権、宗教教育の禁止条項は私立学校令に盛り込まれることはなかった。しかし、私立学校を地方長官の監督下におき、「教育上有害アリト認ムルトキハ

コレヲ禁止」という私立学校令の条文による法律支配とともに、訓令十二号による制約を受けることになった。キリスト教主義による小学校、中等部のなかには廃校・廃止されたものもあった。また男子の中等学校については、高等教育への進学、徴兵猶予の「特典」廃止の関係から宗教色を抑え、普通教育を重視したかたちに変貌するものも少なからず存在した。キリスト教主義女学校についてみれば、学校設立の趣旨を守って宗教教育を継続し、ミサをおこなった結果、正規の学校と認められず各種学校の道を選択した学校も多かった。キリスト教主義女学校は「予想されたほど、生徒も減少せず」<sup>15</sup> 存続したという指摘もある。しかし府県立高等女学校が増設される中で公教育からは除外されたところに置かれ、その後その学校経営について新たな模索を課されることにもなったのである。

#### 第4節 大正期の女子教育と臨時教育会議

女子教育機関は20世紀に入って、さらに量的に拡大した。高等女学校については1915（大正4）年に223校であったものが1925（大正14）年に618校と三倍近く増加した。従来の師範学校、とりわけ女子高等師範学校に限られていた高等教育機会について、1901（明治34）年に日本女子大学校、1918（明治43）年に東京女子大学が設立された。両者とも大学の名称があるが1904年の専門学校令による専門学校である。日本女子大学校は成瀬仁臓、麻生正蔵の他、渋沢栄一、森村市左衛門、三井・住友財閥の協力を得て都市の中間層と地方地主層の女子を主たる対象とした教育が行われた。

東京女子大学は1918年にイギリスのエディンバラで開かれたキリスト教の世界宣教師会議でアジアである日本に女子大学を設立することが決議され、アメリカ合衆国とカナダのプロテスタント7会派と日本の新渡戸稲造、安井てつたちによって設立されたものである。「大正デモクラシー」によって婦人問題が注目され始め、職業女性の社会進出、参政権の獲得、人身売買の禁止と並んで女子高等教育が課題となり始めた。高等女学校卒業者の中から前記の専門学校に進学する希望者の増加によって、それまで各種学校によって宗教教育を堅持してきたキリスト系女学校の中にも、文部省の指定による「専門学校検定」を受けたところ、また高等女学校への改組を行う学校も生まれた。戦前の高等女学校生徒にとっての上級学校は専門学校が中心であったが、この時期、私立女学校、キリスト教主義学校にとってみても、生徒たちの上級学校進学は決して無視できないものとなってくるのである。

一方で、1918（大正7）年に臨時教育会議は女子教育に関する諮問が行われ、その結果として明治以来の良妻賢母主義が確認された。女子高等教育に関しては「虚栄心の増長」、「婚期を遅らせる」などの意見から批判的意見も出された。女子教育の改善策について8項目の改善策が出されたが、第1項には次のように述べられている<sup>16</sup>。

教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ国体ノ観念ヲ鞏固ニシ淑徳節操ヲ重  
ンスルノ精神ヲ涵養シ一層体育ヲ励ミ勤勞ヲ尚フノ氣風ヲ振作シ虚榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎  
ミ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ与フルニ主力ヲ注クコト

それは、1920（大正9）年7月の高等女学校と施行規則の改革にも反映された。高等女学校の目的として国民道徳の養成と婦徳の涵養に留意することが付け加えられて、精神教育が強調された。なお、この時からじゅうらいの府県立に限られていたものに加えて郡市町村設立による高等女学校が認められた。また、修業年限も「五箇年又ハ四箇年トス但シ土地ノ情況ニ依リ三箇年」として高等小学校卒業者の入学資格が認められたこと、さらに卒業生のための専攻科・高等科の設置が認められた。この点は、女子の中等教育、とさらなる教育機会へ対応したのもでもあり、また全体としては戦前教育の基本である臨時教育会議の国民教育体制の中での女子教育の確立としても捉えられよう。

#### 第5節 明治大正期における女子教育とキリスト教主義学校の位置

以上、概観してきた明治以降の日本における教育は、男女別学とその差別化が進められていく過程でもあった。ここでは、男子中心で、かつ別学化が進められた明治期の教育制度と女子教育、さらに大正期の女子高等教育の発展を視野におき、その中でのキリスト教主義学校の位置についてあらためて確認したい。

学制頒布（1872・明治5）では、男女同様の就学奨励がなされたものの、教育令（1879・明治12）から男女別学は明記された。この後、女子を対象とし、また女子教育の担い手養成のための師範学校の設立がすすめられ、産婆学校、看護婦の養成、和洋裁学校等の職業に対応した女子教育が準備された。教育勅語（1890・明治23）と翌年の文部省令では、別学原則の厳格化と男女別の学級編成に関する規則が制定された。大正期に入り、第一次世界大戦を経て、戦前日本の教育の基本的枠組みが完成された臨時教育会議の「女子教育に関する答申」（1918・大正7）では、淑徳節操、体育と勤労、家族制度に重点がおかれている。男子とは明確に区別された実際生活に即した知識能力、家事の基礎としての理科教授が重視され、高等教育の代替として女学校での実科と専攻科設置が提起されていった。

この間、明治から大正にかけての中等教育制度を概観すると、明治初期の中学校創設期は地域によって、中学に特に男子のみの学校であることが明記されず、女子生徒の在籍が確認されるものも存在した<sup>17</sup>。その後、別学化が進み、中学校と高等女学校と制度は形式・内容両面において別のかたちで発展していった。1882（明治15）年に東京女子師範学校附属高等女学校が修身を設置した高等女学校のモデルとして設立され、その後、改正中学校令（1891・明治24）と訓令「女子教育に関する件」（1893・明治26）において高等女学校が明記、説明され、女子の就学奨励が家庭教育の役割と併せて強調された。なお、1894（明治27）年の徒弟学校規定は女子を対象として意識して、刺繍・機械及びその他の職業を授けることが目的されたもので、一部は後の実科高等女学校につながる存在でもあった。その後、高等女学校規定1895（明治28）が定められ、そこでは、男子の中学とは異なり、修身・国語・裁縫の必修化の一方で、外国語の選択科目化、中学校での物理・化学が理科として統合されて縮小された形となった。また、教員養成において

も師範学校令(1897・明治30)によって別学の女子師範学校設立が設立され、そこで養成された女性訓導はそれぞれ別学級、別学校化された学校に配属され、そこでの教育の担い手となっていった。

以上のように明治期以降の日本における女子教育の歴史は、教育令以降の別学化、さらに、中高等教育はあくまで男子を前提として整備されたために女子教育は別に扱われ、またその制度も不十分なものであった。初等教育段階において女子就学率はしばらく低迷が続いたこともり<sup>18</sup>、あわせて女子の教育機会が男子に比べて軽視されたため、女子の中等教育は、公立では、ごく少数の女学校と師範学校に限られた。そのため、他の大部分はこれを私立が補うことになり、この私学の女子教育を主に担ったのは欧米人の協力によるキリスト教系の学校であった。例えば、高等女学校令の前年の1898(明治32)年時点で、公立女学校26校に対し、キリスト教系女学校はプロテスタント系のみで63校にのぼっている<sup>19</sup>。もちろん、女子教育のみでなく、明治期の教育において、帝国大学を含めた多くの中高等教育機関が欧米人に依存した事実があることは確かである。例えばフルベッキ(Guido Herman Verbeck)、ヘボン(James Curtis Hepburn)をはじめとした欧米人宣教師の存在は明治期の学校制度の出発そのものにとって不可欠な要素であった。

しかし、とりわけ女子教育においては政府の対応が男子中心で進められたこともあり、キリスト教系女学校の果たした役割は特に明白であった、と言えよう。キリスト教系の女学校といった場合、欧米の伝道会社が布教の目的のために経費を負担して経営するものではあったが、伝道以外にも中等教育の教育機会を女子に対して提供したこと、また、それまでの日本とは異なるキリスト教に基礎をおいた欧米的な人間観にもとづく教育を行った役割は大きい。

ところが、1880年代末からのナショナリズムの台頭と日本としての教育の独自性が強調されるにしたがって、それまでキリスト教系に多くを依存していた女子教育にも変化が求められる。1891(明治24)年の内村鑑三の「不敬事件」にはじまり、井上哲次郎を代表とする国家主義思想によって「教育と宗教の衝突」問題がおきる<sup>20</sup>。その結果として、女子教育においては良妻賢母を基調とした教育が重視され、キリスト教系の教育に制約を置く動きが生まれた。その傾向の象徴として、1899(明治32)年に出された訓令12号と高等女学校令がある。高等女学校令(勅令31号)により女子中等教育機関として高等女学校が位置づけられ、また、条約改正を背景にもつ宗教と教育の分離政策は、それまで女子教育を中心的に担ってきたキリスト教系の女学校に危機をもたらすことになった。つまり、制度として確立された高等女学校は、そこでは学校経営の枠組みと教育課程そのものが学校認可申請の要件となり、具体的に次のような問題を生みだした。

①修身、家事・裁縫の必置、外国語時数の週3時間等の限定が生まれたことは、週7時間以上の英語授業を配当し、聖書と欧米文化の内面化を目標に掲げていたキリス女学校令にしたがって、各府県に公立として女学校が設立されて、国家的支援を得たこれらト系女学校にとって容認できないものであった。



②中等教員免許取得者の配置義務や理科充実のための施設、設備充実はキリスト教系女学校の学校経営の改変を要求するものであった。

③同年の訓令 12 号—宗教教育の禁止によって、学校教育場面における宗教活動の禁止が加えられ、宗教的儀式、聖書に関する授業が実施困難となった。

④公立の高等女学校と各地域で競合を余儀なくされた。

結果として、キリスト教女学校の多くは高等女学校としての認可申請を見送り、各種学校のまま学校経営を存続を選択せざるを得ないこととなり、小学校を併設している学校の一部は初等課程を閉校した。なお、同じキリスト教系列の学校でも、多くの男子校の場合は大学等の高等教育機関への進学と徴兵猶予の問題から、早期に宗教の分離を行い中学校としての維持をはかっていることは、女子校と男子校とで対照的である。明治期初期から女子教育の多くを担い、またリードしてきたキリスト教系の女学校は、ミッションスクールとしての宗教教育、また英語教育を中心とした欧米文化が中心におかれていたため、ナショナリズム台頭期における官立の高等女学校整備によって存続の危機からあらたな経営の方向を模索せざるを得なくなったのである。キリスト教系の女学校の場合、財政難と経営困難から廃校となる学校もあったが、多くは明治初期から女子教育の担い手であった実績と信用、欧米教会の援助によって経営を継続した<sup>21</sup>。

その後、20世紀をむかえると、主に都市部では女子の高等教育に関する要望が生じつつあった。1903(明治36)年に専門学校令が公布され、日本女子大学校、女子英学塾等が専門学校になると、それらの学校への進学希望者も徐々に増加した。これによって、各種学校として学校継続を行っていたキリスト教系の女学校も新たな対応を求められることになった。つまり上級学校を目指す生徒が登場する中で、女学校卒業後の進学を視野においた文部省認可の専門学校進学資格指定を目指すという課題が生じたのである。そのためには、各種学校を高等女学校として改変して学校経営全体を見直した申請を行うか、高等女学校に近い教育課程を設置して高等女学校と同等以上の学力を有するという「専門学校入学者無試験検定願」を文部省に提出するという選択肢が求められたのである。結果として、大正期から昭和初期にかけてキリスト教系の女学校の多くは「専門学校入学者無試験検定願」の認可を受け、あるいは高等女学校としてその組織を改変して対応した。

その際、女学校において学校の文化そのものであるキリスト教の教育をどのように継続していくか、という課題が切実であった。正規の教育課程として宗教活動が認められない以上、各種学校として学校の経営を維持しながら、教職員、施設、教育課程を高等女学校に合わせたものにして「専門学校入学者無試験検定願」の申請を計ると同時に、正規の教育課程とは別の学校内外でキリスト教事業・教育活動を任意で行い、その充実をはかった。それは、キリスト教系学校としての伝統の維持とその伝道的役割を果たすためにも必要なものとなった。

## 小結

本章では、明治期の女子教育について、①明治初期から男子中心に学校制度が整備される中で、キリスト教主義女学校は女子教育を中心に担ってきた、②しかし、ナショナリズムが高まる中でこれに対抗する形で訓令12号、高等女学校令が出され、戦前における日本的な女子中等教育制度が確立されると、③キリスト教主義女学校は独自の対応を迫られ、さらに高等女学校卒業生の急増にともない女子高等教育の要望が高まると、上級学校への接続を検討していくことを述べた。この時期、1920（大正9）年に、日本におけるガールガイド、女子補導団は発足するのである。

1920（大正10）年、少女たちの学校、教会を中心としたガールガイドが、イギリス聖公会関係の女学校において女子補導会として始められた背景には、以上の女子教育とキリスト教の関係が存在した。もちろん、補導会の導入にあたっては、キリスト教の教育活動としてのみでなく、後述するが、大正自由主義を反映した児童中心主義や新しい女子教育への試みであったことも確かである。

ただし、現在の日本のガールスカウトではみられないことであるが、当時の女子補導会はキリスト教の祈禱ではじまる活動であり、指導者は宣教のために派遣されたイギリス人女性たちであったことも合わせて考えてみると、キリスト教主義が強く反映されて出発しており、その意味を確認したい。明治以降、日本の女子教育を中心的に担ってきたキリスト教系女学校は、高等女学校と訓令12号にみられる宗教分離問題の中、それまでの事業を継続して、さらに新たな医療・福祉・教育・保育に社会活動を展開していく。そこで、教育と伝道両面の役割を果たしていくのである。女子補導会を論ずる際、女子教育というのみでなくキリスト教系女学校、とくにイギリス聖公会系の教会と学校の発展過程の中でその意味を考える必要がある。

註：

<sup>1</sup>片山清一『近代日本の女子教育』建白社・1984年、7ページ

<sup>2</sup> 当時の低就学率の原因として、片山清一は西村茂樹の報告書をもとに次のように指摘している。①学制そのものに無理があって、当時の社会現実に即していなかったこと。②女子の教育は家庭でなすべきであって、学校教育は女子には不要であると一般的に考えられていたこと。③たとえ学制による小学校に通ったとしても、当時の社会や家庭で必要とされる女子教養が得られなかったこと。④男女共学の学校制度を嫌ったこと。なお、学制頒布後10年間の男女別就学率の推移は下記の通りである。

年	男	女	平均
1873（明治6）	39.9	15.1	28.2
1874（明治7）	46.2	17.2	32.3
1875（明治8）	50.5	18.6	35.2
1876（明治9）	54.2	21.0	38.3
1877（明治10）	56.0	22.5	39.9

1878 (明治11)	57.6	23.5	41.3
1879 (明治12)	58.2	22.6	41.2
1880 (明治13)	58.7	21.6	41.1
1881 (明治14)	60.0	24.7	43.0
1882 (明治15)	64.7	31.0	48.5

(前掲『近代日本の女子教育』建白社・1984年、8～9ページ)

4 国学院大学日本文化研究所編・井上順孝監修『宗教教育資料集』すずき出版・1993、井上義巳他『日本キリスト教教育史』創文社・1993年より作成。

5 井上義巳『日本キリスト教教育史』創文社・1977年、77～79ページ。および、名取多嘉雄「近代日本と宣教師たち」『英国の心棒』聖公会出版、1988年、なお同論文はWeb Page： に掲載。

6 土屋忠雄「女子教育—明治後期」海後宗臣監『近代日本教育史事典』平凡社・1972、423～424ページ。

7 深谷昌志『増補良妻賢母主義の教育』黎明書房・1981、157～165ページ。

8 同前。

9 同前。

10 「高等女学校令施行規則」(1901)および福田須美子他『高等女学校の研究』1990年・大空社、24ページ、をもとに作成した。

11 「中学校令施行規則」(1901)および前掲『高等女学校の研究』25ページ、をもとに作成した。

12 前掲『高等女学校の研究』25ページ。

13 『時事新報』1887

14 前掲『増補良妻賢母主義の教育』190～191ページ。

15 同前、193ページ。

16 臨時教育会議の諮問第六号「女子教育ニ関スル件」は下記の通りである。

「女子教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」

答申 (大正七年十月二十四日)

諮問第六号女子教育ノ改善ニ関シテハ左記ノ各項ヲ実施セラルルノ必要アリト認ム

一 女子教育ニ於テハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ国体ノ觀念ヲ鞏固ニシ淑徳節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シ一層体育ヲ励ミ勤勞ヲ尚フノ氣風ヲ振作シ虚榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎ミ以テ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ与フルニ主カヲ注クコト

二 高等女学校ニ於テハ實際生活ニ適切ナル知識能力ノ養成ニ努メ且經濟衛生ノ思想ヲ涵養シ特ニ家事ノ基礎タルヘキ理科ノ教授ニ一層重キヲ置クコト

三 高等女学校及実科高等女学校ノ入学年齢修業年限学科課程等ニ関スル規程ヲ改正シテ一層地方ノ情況ニ適切ナラシムルコト

四 高等女学校卒業後更ニ高等ナル教育ヲ受ケムトスル者ノ為ニハ専攻科ノ施設ヲ完備シ又必要ニ応シテ高等科ヲ設置スルヲ得シムルコト

五 高等女学校ノ教科目ハ成ルヘク選択ノ範圍ヲ広クシ最モ適切ナル教育ヲ施スコト

六 高等女学校長並職員ノ待遇ヲ高メ優良ナル人物ヲ招致スルコト

七 女子ニ適切ナル実業教育ヲ奨励スルコト

---

八 以上ノ外高等普通教育改善ニ関スル第二回ノ答申ニ列挙シタル事項ハ大体ニ於テ女子教育ニ関シテモ同様必要アルモノト認ム

希望事項

女学校ノ校長及視学委員ニハ学識経験ニ富メル適良ノ女子ヲモ任用スルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

女子教育ニ関スル件答申理由書 略

17 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店・1992年、32-37ページ。

18 文部省『学制80年史』1952年、によれば1888(明治20)年段階の学齢児童就学率は女子28.26%、男子60.31%で、1898は女子50.86%、男子82.42%である。

19 深谷昌志『増補良妻賢母主義の教育』黎明書房・1981年、190ページ。

20 キリスト教学校教育同盟『日本におけるキリスト教学校教育の現状』1961年、69-72ページを参照されたい。

21 同前、77ページ。